

## 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給

のご案内

### 制 度 概 要

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、雇用機会が不足している地域などにおいて雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するものです（山形県は酒田市（飛島の区域）が対象です）。山形県地域活性化雇用創造プロジェクト（地プロ）の承認を得て支給要件を満たした事業主は、**基本支給額に加え、上乗せ助成者数（※1）に50万円を乗じた額を上乗せして支給**します。

### 支 給 要 件

主な支給要件は以下のとおりです。300万円以上の設備投資（1点（1契約）20万円以上）を行い、事業所単位で3名以上の労働者を増加させる事業主。なお、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の基本的な支給要件の詳細については、**管轄のハローワークにお問い合わせください**。地プロ実施地域における支給要件は、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の基本的な支給要件とは一部異なりますのでご注意ください。

基本的な支給要件		地プロに係る特例支給の要件	
計画書の提出		事前に協議会に申請し、承認を得ること	
対象事業主	「指定地域」（飛島地域）において事業所の設置・整備を行うこと	「地プロ実施地域」において事業所の設置・整備を行うこと	
対象労働者	「指定地域」に雇い入れ日時点で居住する求職者	「地プロ実施地域」に雇い入れ日時点で居住する求職者	
支給額	基本支給額は48～960万円を1年ごとに最大3回 ※中小企業の場合、創業の場合に追加助成あり	基本支給額に加え、上乗せ助成者数×50万円を支給（1回目のみ）	
完了日	原則、完了届提出日 ※計画日から完了日までは最長18か月	原則、完了届提出日 ※計画日から完了日までは最長18か月	
支給申請期限 (完了届提出期限)	計画日から起算して20か月を経過する日の前日	地プロ実施期間終了日以降に支給申請する場合は、地プロ実施期間終了日	地プロ実施期間終了日が平成33年3月31日の場合 平成31年10月1日以前 平成31年10月2日以後
		計画日から起算して20か月を経過する日の前日	地プロ実施期間終了日から起算して2か月を経過する日

※ 山形県地域活性化雇用創造プロジェクトは平成33年3月31日までの事業です。

### ご 注 意 ください！

● 支給申請期限までに申請しない場合、基本支給額、上乗せ助成額のいずれも受給できません。

(※1)上乗せ助成者数:完了日の該当年度毎に、雇い入れる対象労働者の総数を上限として協議会が承認します

＜ 地域活性化雇用創造プロジェクトについては下記にお問い合わせください。 ＞

### 山形県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会

山形市松波 2-8-1

山形県商工労働部産業政策課地域産業振興室 / TEL 023-630-2691 FAX 023-630-2128